

論說

○日本の姉妹に告ぐ (其三)

萬國婦人禁酒會書記

レビット

然らば婦人は公衆に對して演説するも不可なきか妾は今ま聖
 經によつて二々之を論辨するとあたはずと雖も茲にたい妾が
 自信して發せざるものと容言すべし云く吾等もし聖經の文意
 を適當に解釋せば此事に對して婦人を制するの教決してあら
 ざるが如しとされ何人とも雖も容易く承知し得べき解釋にして
 今現にかくの如く解釋するもの甚だ多きとあり妾が本國に於
 てかの婦人が壇に登りて演説し若くは講壇に登りて説教する
 を目し之を婦人に誹謗せざるとし或は之を女氣あらざると
 とするもの固より之のわり然れども此類の人はかの劇場又遊び
 腕を露りして肩に至り甚しき頸と肩とを共に裸かにして吟
 謔する婦人を見るを樂しみ此處に於ては其行の女に不適當な
 るを責めず又その様の女らしからざるを尤めざるの人々なり
 蓋し女が公衆に對するの故を以て悦ばれざるは其の男子を樂
 しむしむるの間に在らざるあり反つてその神と家族とを愛す
 るの愛により又惡行惡風惡法の爲に人類の上に生じ來る害惡
 を憫むの熱心とにより學び得たる智識と慷慨せる心念とを

有ちてよく衣服を裝し且つ正當の念を現するの時にある也故に妾等婦人が婦人たるの地位を過ごしたりと難ぜらるゝものゝ實に妾等か神の榮光を墨さんが爲と妾等の家族を保護せんが爲と尙且つ人類の地位を高尙にせんが爲とに聲音を高うするが爲にある也

然れども過去の雲霧は漸やく散じて將に霽れんとし日本の年少婦人は多く其爲すべき事業あらんとを希望さるゝものゝ如し此等の姉妹希くは神を信じて之に委頼し天凡そその能ひ得べき所に於て何所をとりず斷然其事業を始め玉ふべし蓋し之を爲さんと欲して數多の談話を試んよりは一婦人の直ちに之を實行すると反て大にまされる所の先例を示するものなるべし

編者几下、妾は貴社の爲に更に十分なる論文を認めんと欲すれども余暇甚だ少くして意の如くならずたゞ思ふまゝを取敢ず急草し呈送いたし候

レヒット

右様の斷り言を副へて右論文を送られたるは過る七月五日なりしが爾後昏而の都合により漸く本號又之を掲了するとおされり但し本論の第一は第三十六號に第二は第三十七號にわり